

# 柏市児童相談所一時保護所給食調理業務委託に係るプロポーザル方式による事業者募集要領

## 1 公募の趣旨

柏市児童相談所一時保護所給食調理業務（以下、「本業務」という。）を委託するに当たって、価格のみによる競争によらず、運営能力、安定性、実績等の点から最適な事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

## 2 目的

一時保護所内における給食調理は、衛生管理、食物アレルギー対応、健康管理など、きめ細かい配慮を行い、温かく、楽しい食事環境の中で、安全で良質なおいしい食事を提供することにより、一時保護中の児童の心と体の安定と成長を促すことを目的としている。民間事業者の持つ専門性、ノウハウ、他社にない特徴等を生かした提案を審査、採用することで民間活力を導入し、安全かつ安定した給食調理提供の実現を図る。

## 3 業務概要

### (1) 件名

柏市児童相談所一時保護所給食調理業務委託

### (2) 業務内容

柏市児童相談所一時保護所における給食調理業務

### (3) 予定契約期間

令和9年1月4日から令和11年3月31日まで（債務負担行為の設定済み）

### (4) 予定金額（上限金額）

117,359,000円（3か年合計）

令和8年度業務分 10,439,000円

令和9年度業務分 52,272,000円

令和10年度業務分 54,648,000円

※すべて消費税及び地方消費税額を含む。

#### 4 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者は、公示日から契約締結日において以下の要件を全て満たしている者としします。

- (1) 柏市競争入札資格者として登録されていること。
- (2) 登録業種において、医療・医事・給食が登録されていること。
- (3) 他自治体が令和5年度以降に発注した同業務について、元請として履行中又は履行完了した実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
- (6) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (7) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は公募日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (8) 参加意思表明書の提出期限から起算して過去1年間以内に食中毒等の発生による行政処分（営業停止・営業禁止）を受けたことがないこと。
- (9) 社会保険への加入（加入の義務がない場合を除く。）や最低賃金の遵守等、労働者の労働条件については、労働関係法令を遵守すること。

#### 5 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和8年6月25日（木）
参加意思表明書受付締切	令和8年7月17日（金）
質疑書の締切	令和8年7月17日（金）
参加資格要件確認結果通知	令和8年7月24日（金）
質疑書に対する回答	令和8年7月24日（金）

提案書等の提出締切	令和8年8月7日(金)
プレゼンテーション審査	令和8年8月18日(火)
審査結果通知	令和8年8月21日(金)
契約日(予定)	令和8年10月中

※スケジュールは状況により変更する場合があります。この場合は、参加意思表明書に記載されたメールアドレスまたはFAXにより連絡する。

## 6 参加意思表明について

### (1) 提出期限

令和8年7月17日(金) 午後5時までの間

### (2) 提出書類

ア 参加意思表明書：様式1

イ 暴力団排除に係る誓約書：様式2

ウ 会社概要（様式3またはパンフレット等でも可）

事業所案内（パンフレット）による代替でも可とする。ただし、様式3と同じ項目が記載されたものとする。

エ 同業務経歴書：様式4

オ 社会保険及び労働保険並びに最低賃金法適用報告書：様式5

カ 誓約書：様式6

### (3) 提出部数

各2部

### (4) 提出方法

提出する旨を事前に連絡の上、こども相談センター開設準備係（ウェルネス柏4階）に持参又は郵送（必着）してください。

### (5) 提出先

柏市こども部こども相談センター開設準備係

〒277-0004

千葉県柏市柏下65番地1 ウェルネス柏4階

電話番号：04-7128-5290（直通）

メールアドレス：

propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp

## 7 参加資格要件確認結果通知について

提出書類により参加資格の確認を行い，令和8年7月24日（金）までに参加意思表示をした全ての者に対して，電子メールにより連絡します。

## 8 質疑について

### (1) 質疑方法

ア 質疑書（様式8）を，電子メールでこども相談センター開設準備係あてに送付してください。

イ メール件名は，「【給食】プロポーザルに関する質疑について」としてください。

ウ 送付先

propo-kdms@city.kashiwa.chiba.jp です。

エ 送付した際は，こども相談センター開設準備係に電話（04-7128-5290）にて到着確認をしてください。

オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員に関すること等）は受け付けません。

### (2) 質疑期限

令和8年7月17日（金）午後5時まで

### (3) 回答方法

令和8年7月24日（金）までに柏市オフィシャルウェブサイトに掲載します。

## 9 辞退について

参加意思表示書の提出後，参加を辞退する場合は，事前に電話連絡の上，辞退届（様式9）をこども相談センター開設準備係に持参又は郵送してください。提出期間は，令和8年7月29日（水）午後5時までです。また，提案書の提出が無い場合は辞退したものとみなします。なお，辞退した場合も今後の入札等において不利な扱いをすることはありません。

## 10 提案書等の作成と提出

(1) 提案内容

別紙「柏市児童相談所一時保護所給食調理業務委託に関するプロポーザル方式審査基準」の項目に沿って記載してください。

(2) 提出書類

ア 提案書

(ア) 様式

企画提案書（様式10から12）に記入すること。なお、回答欄の幅については調整しても良いが、以下の体裁は必ず整えること。

- a 各設問の下部に枠を設け、枠内に回答を記入すること。
- b 用紙サイズはA4版で作成し、1部ずつファイルに閉じること。
- c ファイルの表紙及び背表紙に事業者名及び正本または副本の別を記載すること。
- d ページの向きは縦とすること。
- e 使用する文字の大きさは、10ポイント以上とすること。
- f 図表等を用い可能な限り簡素化すること。
- g A4版で10枚以内でわかりやすくまとめること。
- h 別添資料の添付は不可とすること。
- i カラー刷り，写真，絵，図及び表等の挿入は可とすること。
- j ページ番号を付すこと。

また、選定審査評価表1アの評価をするため、応募の日の属する年度の前年度分と、前々年度分の計2年度分について、次に掲げる資料を併せて提出してください。

(a) 貸借対照表

(b) 損益計算書

(c) その他団体の財務状況を明らかにする書類（決算報告書等）

(イ) 部数（委員は除く）

8部（正本1部 副本7部）

1部ずつ紙ファイルに綴じてください。

(ウ) 提出先及び提出方法

こども相談センター開設準備係に持参してください。

イ 参考見積書

(ア) 様式

様式7を使い作成してください。

(イ) 部数

8部 (2) ア(イ)と同様とします。

(ウ) 上限金額

本要領3(4)に記載の各年度の予定金額(上限金額)を越えないこと。

(エ) 内訳書について ※様式は任意

以下の項目(を含むもの)とします。

a 各年度の見積額(税抜)

b 各年度の内訳(税抜)

(オ) 提出方法

10(2)アの提案書と併せて提出してください。

ウ ア及びイのPDFデータ

PDF化した提案書のファイルデータをこども相談センター開設準備係にメールで送付してください。

(ア) メールアドレス

propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp

(3) 提出期限

令和8年8月7日(金) 午後5時まで

1.1 プレゼンテーション

(1) 実施予定日

令和8年8月18日(火)

(2) 場所

柏市総合保健医療福祉施設(ウェルネス柏) 4階大会議室

(3) 実施時間

40分以内とします(目安:説明20分+質疑20分程度)。

(4) 人数

契約した際の責任者（担当者）を含め3名以内とします。

(5) その他

ア 使用する機材等のうち、モニター以外の物品については、提案者の負担において用意してください。なお、接続する端子はHDMIのみとする。

イ プレゼンテーションでの追加資料の配布や提案資料に記載のない新たな提案等については認めません。

1 2 審査基準

別紙「柏市児童相談所一時保護所給食調理業務委託に関するプロポーザル方式審査基準」を参照してください。

1 3 審査方法及び選定方法

(1) 審査方法

最優秀提案者の審査は、柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市児童相談所一時保護所給食調理業務委託）（以下、「選定委員会」という。）における書類審査及びプレゼンテーション審査によるものとします。

(2) 選定方法

本事業に係る審査評価基準に基づき選定委員会が評価を行い、各委員の評点数の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、2者以上が同一評価で最高位になった場合は、選定委員会の協議により選定します。提案者が1者のみの場合も審査を実施します。

各委員の審査のばらつきを補正するため、最高点と最低点を除外して集計します。

1 4 結果通知

参加者全員に対し、書面にて通知します。

なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じません。

1 5 結果公表

結果は柏市オフィシャルウェブサイト上で公表します。

## 1.6 契約手続き

最優秀提案者を契約候補者として決定した後、当該業者と随意契約を締結します。契約候補者が契約を履行できる見込みがないと市が判断した場合は、随意契約を締結しないことがあります。その場合、契約候補者は損害賠償請求をしないものとします。

選定委員会で特定した最優秀提案内容は、必要に応じ契約締結時の仕様書に反映します。

また、決定した受託候補者と契約合意に達しない場合は、選定委員会によるプレゼンテーション審査において、最上位の次順位の提案者（第二優先交渉権者）と交渉することがあります。

## 1.7 選定委員会事務局

### (1) 担当部署

こども部こども相談センター 担当 梅田（明），光井

### (2) 連絡先

〒277-0004

千葉県柏市柏下65番地1 ウェルネス柏4階

電話番号：04-7128-5290（直通）

メールアドレス：

propo-kdmsh@city.kashiwa.chiba.jp

## 1.8 その他

(1) 本応募及びプレゼンテーション参加に係る費用については、全て提案者の負担とします。

(2) 提出された書類は返却しません。また、本募集以外の目的には使用しません。ただし、情報公開制度に基づく文書の開示請求があった場合には、請求者に開示することがあります。

(3) 参加資格に定めるもののほか、次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とします。

- ア 参加意思表明書又は提案書について，提出期限を過ぎて提出された場合。
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
  - ウ 予定金額（上限金額）を超えた見積書を提出した場合。
  - エ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合。
  - オ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合。
- (4) 応募者が一者のみであった場合においても，プレゼンテーション審査を実施します。その際，最優秀提案者として適当でないと認められる場合には，最優秀提案者として選定しないことがあります。
- (5) 提出した書類の訂正・差し替え・追加は認めません。
- (6) 各提出期間において，直接持参する場合の受付は，日曜日，土曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとします。
- (7) 受注者は，主たる業務を第三者に再委託してはなりません。